

3 災害等発生時における対応

次のように「災害時等における対応」を行います。児童の生命と安全保護のためご理解・ご協力をお願いいたします。

また、災害発生時に備え、ご家庭での対策を日頃からお話し合いいただけますようお願い申し上げます。

【 地 震 】

大規模地震発生時

市域のいずれかで震度5強以上の地震が観測されたとき
※市内のどこか1地点でも震度5強が観測されれば、大規模地震発生とする

【在宅中】	【通学中】	【在校時】
<p>臨時休校</p> <p>■児童の安全確保のため、臨時休校となります。 ※学校からの連絡はありません。</p>	<p>学校・自宅近い方に避難</p> <p>■帰宅した場合は、できるだけ早く、学校へ連絡をください。 ■学校に避難した場合、保護者(代理人)が引き取りに来るまで、<u>児童を学校で預かります。</u></p>	<p>児童の預かり、引き取り</p> <p>■原則、直ちに授業を打ち切り、保護者(代理人)が学校に引き取りに来るまで、<u>児童を学校で預かることとします。</u> ※学校からの連絡はありません</p>

発生翌日は休校となります

大規模地震にあたらな地震発生時

市域のいずれかで震度5弱以下の地震が観測されたとき

【在宅中】	【通学中】	【在校時】
<p>ご家庭の判断</p> <p>■学校は休校になりませんが、ご家庭で安全確保ができないと判断された場合、お休みいただいても構いません。(欠席にはなりません)</p>	<p>学校・自宅近い方に避難</p> <p>■帰宅した場合は、できるだけ早く、学校へご連絡ください。</p>	<p>様子を見て、学校で判断</p> <p>■児童の安全確保を第一に考え、状況を判断し、授業時間の繰り上げ等を行い、<u>下校させる場合もあります。</u> ※その場合はメール配信等で連絡します。</p>

次の場合、「大規模地震発生時」と同様の対応を行います。

- ① 学校周辺の鉄道等の運行状況において再開の見込みが立たない場合
- ② 学校及び周辺の地域が停電となり児童を安全に帰宅させることができないと判断した場合

南海トラフ地震臨時情報発表時

原則通常どおり授業を行います。休校については、横浜市教育委員会の指示に基づいて行います。

【 風 水 害 】

午前6時の段階【在宅中】

横浜市内(神奈川全域又は神奈川県)に

「暴風警報」
「大雪警報」
「暴風雪警報」
「特別警報」
「降灰予報」
発表継続中

「暴風警報」を
伴わない
「大雨警報」
「洪水警報」
発表継続中

臨時休校

■児童の安全確保のため、臨時休校となります。
※学校からの連絡はありません。

ご家庭の判断で登校

■安全を確かめた上で家庭の判断で登校します。
※学校からの連絡はありません。欠席される場合は学校に連絡をお願いします。
(欠席扱いにはなりません)

【通学中・在校時】

横浜市内(神奈川全域又は神奈川県)に

左記の「警報・予報」
が
発令されたとき

様子を見て、学校で判断

■児童の安全確保を第一に考え、状況を判断し、次の①から③の場合、メール配信等で連絡します。

- ①授業時間・下校時刻の繰り上げ
- ②一斉下校
- ③児童の預かり、引き取り

■通常の時間帯に天候等が回復すれば、通常下校とする場合があります。

■家に帰っても、停電、交通網の混乱で保護者が帰れないと判断された場合は、預かり、引き取りにする場合があります。

◇市内鉄道会社全社の計画運休が判明した場合、横浜市内市立学校全校は「一斉休校」になります。

※メール配信等で連絡します。

《 気象警報発表状況の確認方法 》

■ 気象庁ホームページ「横浜市の防災情報」

https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=default&area_type=class20s&area_code=1410000

【Jアラートを通じた緊急情報への対応】

神奈川県が対象地域となった場合

【在宅中】	《通過・領海外落下》	《横浜市内落下》
■自宅待機 ※学校からの連絡はありません。	■登下校再開 ■通常授業 メール配信等で連絡します。	■臨時休校 ■通学中・在校時は、児童の安全確保を第一に考え、状況进行判断し、次の①から③の場合、メール配信等で連絡します。 ①授業時間・下校時刻の繰り上げ ②一斉下校 ③児童の預かり、引き取り ※家に帰っても、停電、交通網の混乱で保護者が帰れないと判断された場合は、預かり、引き取りにする場合があります。風水害時と同様様子を見て学校で判断します。

◇災害発生時は、通信状況等によっては各種連絡が届かない場合があります。ご家庭においても情報収集に努めていただき、記載内容へのご対応をお願いいたします。

【不審者対応】

学校・近隣に侵入者、近隣に事件発生等の時

状況を見て学校で判断

■児童の安全確保を第一に考え状況を判断し、「授業時間の繰り上げ」「保護者による引き取り」「一斉下校」等を行う場合もあります。 ※メール配信等で連絡します。

4 緊急時の児童の引き取り

「災害発生時における対応」でお知らせしたように、登校後に「大規模地震発生時」「予知情報」の発令時には、原則、保護者（引き取り代理人）が学校に引き取りに来るまで、児童を学校で留め置きます。次のように「児童の引き取り」を行いますので、ご協力をお願いいたします。

(1) どんな場面で引き取りをするのか？

◎登校後、児童が学校にいるときにー

- ① 「大規模地震発生時」～市域のいずれかで震度5強以上の地震が観測されたとき
(市内のどこか1地点でも震度5強が観測されれば大規模地震発生とする)
- ② 「その他」学校長が児童の安全を考え、引き取りが必要だと判断したとき

(2) だれが引き取りに来るの？

◎ 保護者（同居の成人）、または、代理人

○代理人とは、事前に、保護者の方が、児童の引き取りについて依頼をされ、承諾を得られた人のこと。その場合は「(3)の代理人登録の仕方」をお読みください。

○「保護者のみ」の引き取りを希望される方や、代理人が依頼できなかったとき「代理人登録」しません。

(3) 代理人登録の仕方は？

- ① 保護者の方が、事前に代理人をお願いしたい方に、非常時の引き取りの依頼をして、承諾を得られた人を「引き取り代理人」とします。
- ② 代理人は「2人」まで登録できます。
- ③ 保護者の方が、「引き取り代理人カード」を代理人の方一人につき3枚渡してください。
(訓練でも使用します)
- ④ 児童にはだれが「引き取り代理人」であるかを事前に必ず知らせてください。

※「児童引き取り登録票(学校提出用)」をご提出ください。

(4) 引き取りの流れは？

- ① 「大規模地震発生時」「予知情報」の発令。
- ② 保護者または代理人の方が、十日市場小学校へ引き取りに行く。
- ③ 原則、教室、体育館等で、担任に「だれが(児童との関係)」「だれを引き取りに来たのか」をきちんと伝え、児童を引き取る。

【重要】

※ 保護者または引き取り代理人のうち早く来られた方に引き渡しをします。
(早く到着した方が引き取ることを代理人の方に必ずお伝えください。)

※ 学童に通っている児童は、代理人を学童の指導員にすることも可能です。
その場合は、学童の承諾をいただき「引き取り代理人カード」を指導員にお渡しください。

☆防災ヘルメット配付

平成29年度から、1年生の児童に横浜市から防災ヘルメットが配付されるようになりました。

